

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示		ページ
保安林の指定	(森林整備課)	1
国土調査の成果の認証	(土地対策課)	1
公共測量の実施の通知	(用地管理課)	1
公 告		
県営土地改良事業に係る換地計画の定め(4件)	(耕地課)	1
開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課)	1

## 告 示

### 高知県告示第626号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 指定に係る保安林の所在場所  
室戸市佐喜浜町字苞ヶ谷3942、3943の1、3943の2
- 指定の目的  
潮害の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第627号

吾川郡いの町勝賀瀬地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり

告示する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 調査を行った者の名称  
伊野町
- 調査を行った地域及び時期  
吾川郡いの町勝賀瀬の一部  
平成14年度及び平成15年度
- 成果の名称  
伊野町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
平成16年10月19日

### 高知県告示第628号

広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 作業種類  
公共測量(基準点測量)
- 作業期間  
平成16年10月7日から同月31日まで
- 作業地域  
香美郡香我美町

## 公 告

県営土地改良事業田野川・藤地区(藤換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 縦覧に供する書類
  - 換地計画書の写し
  - 現形図及び換地図
- 縦覧期間  
平成16年10月19日から同年11月17日まで
- 縦覧場所  
中村市役所

県営土地改良事業弘見地区(本田 1換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のと

おり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 縦覧に供する書類
  - 換地計画書の写し
  - 現形図及び換地図
- 縦覧期間  
平成16年10月19日から同年11月17日まで
- 縦覧場所  
大月町役場

県営土地改良事業弘見地区(本田 3換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 縦覧に供する書類
  - 換地計画書の写し
  - 現形図及び換地図
- 縦覧期間  
平成16年10月19日から同年11月17日まで
- 縦覧場所  
大月町役場

県営土地改良事業弘見地区(本田 4換地区)に係る換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

- 縦覧に供する書類
  - 換地計画書の写し
  - 現形図及び換地図
- 縦覧期間  
平成16年10月19日から同年11月17日まで
- 縦覧場所  
大月町役場

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成16年7月26日 16高都計第171号	南国市岡豊町中島字高木858 - 5	高知市新屋敷一丁目14 - 10 前田 公正

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成16年10月19日

高知県知事職務代理者 高知県副知事 吉良 史子

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                           |
|-------------------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 平成16年9月1日<br>16高都計第235号 | 南国市岡豊町笠ノ川字柳ヶ首792 - 2 | 高知市北高見町177 - 1 フレグランス高見202号<br>出木 秀明 出木江身子 |